

生物多様性は私たちの暮らしを支える さまざまな恵み（生態系サービス）を もたらしてくれています

地球上には約3,000万種の生き物が生息しており、これらはお互いにつながり合って存在しています。生物多様性とは、これら全ての生き物の間に違いがあることです。

基盤サービス

酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌など

供給サービス

食べ物、木材、医療品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）

文化的サービス

地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統

調整サービス

安全な水の確保、土壌流出防止など

自然の恵みを楽しむ続けるために、生物多様性の保全のための取り組みを始めましょう

外来種の駆除活動

特定外来生物とは、生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある外来生物です。

特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、野外に放つこと、種をまくこと等が原則として規制されます。

●オオキンケイギク

5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。繁殖力が強く、在来生態系に被害を与えます。



環境省提供

●アレチウリ

長いツルで他の植物に覆いかぶさり、在来生態系に被害を与えます。



環境省提供

●アライグマ

生態系、農林水産業、生活環境等さまざまな分野で被害を引き起こしています。

市では、6月からアライグマ・ハクビシンの防除事業を実施しています。被害があり、防除を希望される方は環境係までご相談ください。

自宅に生えていたら？

▷根から引き抜く▷袋に入れて枯らせる▷袋のまま、黄色の指定収集袋に入れ燃やすごみに出す

ペットの終生飼育

どんな動物でも野外で生活する限り、その地域の他の生き物を捕食したり、病気を運んだりする可能性があります。そのため、一度飼ったペットは決して逃がしたり捨てたりせず、命を全うするまで責任を持って飼うことが大切です。

■相談窓口 都動物愛護相談センター 多摩支所 (☎042-581-7435)

ハト・カラスにえさを与えないでください

野生の生き物に人がえさを与える行為は、生態系のバランスを崩すと共に、生活環境を乱す原因となります。

公共の場や他人の敷地にえさをまくような行為により、生き物が人に疎まれるような存在にならないよう、愛護家の方は節度ある行動をお願いします。

生き物に関するお困りごとへの対策

地域猫活動

飼い主のいない猫のふん尿などによる環境問題等の改善のため、地域住民が主体となって、不妊・去勢手術を施して、手術をした猫を、適切に世話をし見守る活動です。

ハチの巣の駆除について

ご自宅等にできたハチの巣をご自身で駆除される方への支援として殺虫剤と防護服の無料貸し出しを行っています。集合住宅や事業所等に出来た場合は、管理者に連絡してください。

ご自身で駆除が難しい方は、公益社団法人東京都ペストコントロール協会(☎03-3254-0014)へお問い合わせください。害虫等の相談や、お近くの駆除専門業者を紹介しています。

令和2年度環境調査結果

大気汚染状況測定結果

市内の大気汚染状況を把握するために、浮遊粒子状物質および二酸化窒素濃度を2月に3日間測定しました。

また、ダイオキシン類の調査も夏季、冬季に実施しました。

【浮遊粒子状物質】

2か所で3日間測定し、いずれも環境基準値以下でした。

【住宅地域の二酸化窒素】

フィルターバッジによる31か所の3日間連続測定平均値は、すべての地点で環境基準値以下でした。

【交差点・沿道地域の二酸化窒素】

フィルターバッジによる19か所の3日間連続測定平均値は、すべての地点で環境基準値以下でした。

【ダイオキシン類】

令和2年8月24日～25日および2月8日～9日に各24時間測定を実施しました。

その結果、夏季・冬季とも環境基準値以下でした。

水質の調査結果

【井戸水・有機塩素系化合物と鉛】

有機塩素系化合物3項目と鉛の調査を井戸水13地点で年4回行いました。

調査結果は、有機塩素系化合物2項目と鉛が検出された地点がありましたが、いずれも環境基準を超える調査項目はありませんでした。

【野川の水質】

野川の水質調査は、令和2年6月と11月に市内最下流の柳橋で、環境基準値が定められている生活環境項目と健康項目について調査を行い、いずれも環境基準値以下でした。

【湧水の水質と水生生物】

貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地、中町4丁目公共緑地の4地点で令和2年6月と12月に湧水の水質と水生生物の調査を行いました。

調査結果は、すべての項目で環境基準値以下でした。

水生生物の調査結果は、サワガニ、シロハラコカゲロウなど、きれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられます。

道路交通騒音・振動測定結果

五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路、東大通りで令和2年12月に測定しました。

【騒音】

昼夜の各時間帯で測定しました。夜間に環境基準(※1)を超過した地点が1か所ありましたが、要請限度(※2)を超過した地点はありませんでした。

【振動】

昼夜の各時間帯で、要請限度以下でした。
※1 人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい値
※2 道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値

調査結果の詳細は、環境政策課(市役所第二庁舎4階)、情報公開コーナー(同6階)、図書館本館、議会図書室(市役所本庁舎4階)でご覧いただけます。